

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、神奈川県立病院労働組合執行委員長鮫島彰から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 3 年 11 月 30 日にありました。

令和 3 年 12 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

神奈川県立 5 病院（足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター、循環器呼吸器病センター）に働く職員の賃金・労働条件の確保・向上

2 日時

令和 3 年 12 月 10 日以降問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における神奈川県立病院労働組合の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1
こども医療センター	横浜市南区六ツ川 2-138-4
精神医療センター	横浜市港南区芹が谷 2-5-1
がんセンター	横浜市旭区中尾 2-3-2
循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6-16-1

4 争議行為の概要

各病院の日勤者を中心に 1 時間のストライキその他の争議行為を行う。患者さん対応は夜勤勤務者および保安員で行う。